

苫小牧工業高等専門学校学生寮教員宿日直細則

規則第54号

制 定 平成16年4月9日
一部改正 平成17年4月1日
一部改正 平成19年4月1日
一部改正 平成27年3月10日
一部改正 平成30年1月30日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校寄宿舎規則第6条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の学生寮における宿日直勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構学生寮教員宿日直規則（以下「学生寮教員宿日直規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(勤務体制)

第2条 教員の宿日直勤務は、宿直、日直（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則第10条各号に定める休日における勤務）及び寮直（学生寮教員宿日直規則第4条第2項の宿直）とする。

(勤務箇所)

第3条 宿日直の箇所は、学生寮管理棟教員当直室とする。ただし、女性教員の日直勤務にあつては学生寮管理棟事務室とする。

(勤務者)

第4条 宿直及び日直勤務を行う者は、苫小牧工業高等専門学校教員組織等規程第2条に定める教員とする。

2 寮直勤務を行う者は、原則として、副校長（寮務主事）及び寮務主事補とする。

(勤務の免除)

第5条 宿直における免除者は、学生寮教員宿日直規則第5条第二号に定めるもののほか、同規則第5条第三号の規定に基づき、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 再雇用教員
- 二 本校に着任又は採用後3月を経過しない者
- 三 女性教員
- 四 寮務主事を除く副校長

2 日直における免除者は、学生寮教員宿日直規則第5条第二号に定めるもののほか、同規則第5条第三号の規定に基づき、前項第二号及び第四号から第六号に該当する者とする。

(勤務日)

第6条 宿日直勤務日は、本校寄宿舎規則第16条第1項及び第2項で規定する閉寮期間を

除く日とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(勤務命令及び割り振り)

第7条 宿日直勤務者は、校長の宿日直勤務命令により勤務するものとする。

2 宿日直の割り振りは、別に定めるところにより、副校長（寮務主事）が作成し、校長の承認を得て、宿日直勤務の1週間前までに勤務者に通知するものとする。

(記録等)

第8条 宿日直の記録は、別に定める宿日直日誌により行うものとする。

(事務の引継ぎ)

第9条 宿日直勤務者は、職務に就く前に、宿日直日誌等必要な書類及び用具（以下「日誌等」という。）を学生課又は前勤務者から引き継ぎ、勤務を終了したときは、所要事項を宿日直日誌に記載し、日誌等を学生課又は次の勤務者に引き継ぐものとする。

2 宿日直勤務者は、勤務時間終了後であっても、前項に定める引継ぎを終えるまでは勤務を継続しなければならない。

(事務)

第10条 宿日直に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月9日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校学生寮教員宿日直規則（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。